

様式第1号（第5条関係）

市民参画の手続の実施について

対象施策の名称	第六次北本市男女行動計画
市民参画の手続の実施時期	令和4年6月から令和5年2月
市民参画を求める方法	・附属機関等の開催（北本市男女共同参画審議会）
対象施策が定められるまでの手順	<ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画推進委員会の開催 ②男女共同参画審議会の開催 ③第六次北本市男女行動計画骨子案の作成 ④男女共同参画推進委員会の開催 ⑤男女共同参画審議会の開催 ⑥第六次北本市男女行動計画素案の作成 ⑦男女共同参画推進委員会の開催 ⑧男女共同参画審議会の開催 ⑨第六次北本市男女行動計画原案の作成 ⑩パブリック・コメント手続の実施 ⑪男女共同参画推進委員会の開催 ⑫男女共同参画審議会の開催 ⑬第六次北本市男女行動計画案の作成 ⑭男女共同参画審議会の開催 ⑮男女共同参画推進委員会の開催 ⑯第六次北本市男女行動計画の策定
担当課名	総務部人権推進課
特記事項	